

## 仕 様 書

### 1 件 名

駅東駐車場施錠開錠業務委託

### 2 委託場所

酒田市立中央図書館駅東駐車場（酒田市駅東一丁目１００番）

### 3 委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

### 4 目 的

酒田市立中央図書館駅東駐車場について、駐車場入口２か所の施錠開錠業務を委託するもの。

### 5 内 容

- (1) 駐車場出入口２か所のチェーンおよびダイヤルロックの施錠および開錠  
なお、具体的な施錠開錠の時間については協議事項とする。

|    | 時間                   | 回数                |
|----|----------------------|-------------------|
| 開錠 | おおよそ午前８時<br>～午前９時の間  | 約３２８回<br>(休館日を除く) |
| 施錠 | おおよそ午後９時<br>～午後１０時の間 | 約３２８回<br>(休館日を除く) |

- (2) 施錠および開錠の際は、駐車中の車両を確認し、業務日誌に記載すること  
なお、異常があった場合、速やかに連絡すること。

### 6 休館日

酒田市立中央図書館の休館日は以下のとおり。

- ①毎月 第２・第４水曜日
- ②年末年始（１２月２９日～１月３日）、
- ③図書整理期間（例年、２月のうち１週間程度）

### 7 報告書の作成

業務実施日について業務日誌を作成すること。これらを１か月ごとにまとめて提出し、委託者から検査を受けること。

## 8 委託料の支払い

委託料は1か月ごとに支払う。なお、請求額に1円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて1回目の支払に係る分割金額に合算するものとする。

受託者は、委託者が行う検査に合格したあとに委託料を請求書できるものとし、委託者は正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

## 9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。
- (2) 参考として、酒田駅駅東広場の図面を添付する。  
なお、図中の○印が車止めポール、点線がチェーンを意味する。

酒田駅駅東広場図面

2か所(4本)、出入口幅7m

